

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
県民活動応援サイト運營業務委託	R4.4.1	公益財団法人ふるさと島根定住財団 松江市朝日町478-18	3,157,440	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	環境生活総務課	
令和4年度島根県消費者活動ネットワーク 化事業	R4.4.28	消費者ネットしまね 松江市国屋町592番地3-1	1,290,000	第167条の2 第1項第2号	当委託業務は、県内消費者団体等間の交流と、地域における消費者教育の実施を目的としている。消費者ネットしまねは、専門的知見を有し、広域的な活動が可能な県内唯一の県域消費者団体であるため。	環境生活総務課	
令和4年度犯罪被害者等支援業務事業	R4.4.22	公益社団法人島根被害者サポートセンター 松江市東津田町1741-3	1,010,000	第167条の2 第1項第2号	当該法人は、犯罪被害者等に様々な支援サービスを行う団体であり、かつ、県内唯一の島根県公安委員会から指定を受けた「犯罪被害者等早期援助団体」であることや、犯罪被害者等支援を行う全国の犯罪被害者支援団体で組織する「全国被害者支援ネットワーク」に加盟しており、普及啓発活動に関する全国の情報を豊富に入手することが可能であるため。	環境生活総務課	
令和4年度多文化共生推進事業等 業務委託	R4.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	27,813,170	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	文化国際課	
令和4年度多文化共生推進事業(日本語 学習の環境整備)業務	R4.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	18,383,970	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	文化国際課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
令和4年度多文化共生推進事業(多言語 による相談体制の充実)業務	R4.4.1	公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1	21,614,230	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	文化国際課	
国民体育大会島根県予選大会開催事業	R4.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市上乃木10-4-2	4,557,300	第167条の2 第1項第2号	国民体育大会県予選大会を開催するためには、 各競技ごとに多くの審判員並びに補助員が必要で ある。この審判員並びに補助員は、各競技団体に 多数登録されており、各競技団体は県スポーツ協 会に加盟している。したがって当該事業を円滑か つ効果的に実施するためには、県スポーツ協会に 委託することが合理的であり、このような事業を推 進できる団体は他にないため。	スポーツ振興課	
国民体育大会(中国ブロック大会・第77回 大会・特別国体冬季大会)選手派遣事業	R4.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市上乃木10-4-2	132,039,325	第167条の2 第1項第2号	県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、毎 年本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを 図ることを目指し、競技力向上の一環として国体選 手派遣等について関係団と連携した取り組むこと としている。上記県スポーツ協会は、県内の体育・ スポーツの振興に関する業務を行い、県民の体力 向上や競技力向上を図ることを目的としている。ま た、国体候補選手が登録している競技団体も県ス ポーツ協会に加盟している。したがって、当該事業 を円滑に実施するためには、県スポーツ協会に委 託することが合理的であり、このような事業を推進 できる業者は他にないため。	スポーツ振興課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
競技スポーツ普及強化推進事業	R4.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市上乃木10-4-2	43,223,400	第167条の2 第1項第2号	県では、「島根県スポーツ推進計画」に基づき、毎年本県の競技スポーツの総合的なレベルアップを図るため、選手強化等について関係団体と連携して取り組むこととしている。上記県スポーツ協会は、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的として、県内の体育・スポーツの振興に関する業務を行っており、競技団体が加盟している唯一の団体である。また、国体候補選手が登録している競技団体も県スポーツ協会に加盟している。以上のことから、当該事業を実施できる団体は他になく、円滑かつ効果的に実施するためには、県スポーツ協会に委託することが合理的であり、このような事業を推進できる業者は他にないため。	スポーツ振興課	
障がい者スポーツ振興事業委託	R4.4.1	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741-3	48,343,083	第167条の2 第1項第2号	全国障害者スポーツ大会は、日本障がい者スポーツ協会が中心となり開催するものであり、日本パラスポーツ協会から各種目の実施方法やルール等の情報を逐一得られ、大会実施に関する詳細な情報を網羅的に把握できているのは、日本パラスポーツ協会の県内唯一の加盟団体である島根県障害者スポーツ協会のみである。また、島根県障害者スポーツ協会は全国障がい者スポーツ協会協議会に加盟しており、他県の障がい者スポーツ協会と密接な連携が取れる唯一の団体である。こうしたことから、県大会の開催、中国ブロック大会への選手派遣、全国障害者スポーツ大会へ出場する選手の選考、選手派遣(同行・現地対応)の一連の業務を適切に実施できる団体は、島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。 また、これらの業務を行う上で、様々な障がいに対する知見を持った方、スポーツに対する知見を持った方により構成される理事会、評議員会のガバナンスにより運営が行われ、障がい者団体、教育機関(特別支援学校など)、障がい者スポーツ団体と緊密な関係を有し、障がい者スポーツを推進する組織としてオーソライズされている団体も島根県障害者スポーツ協会以外に存在しない。 以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。	スポーツ振興課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
広域スポーツセンター運営事業委託	R4.4.1	公益財団法人島根県スポーツ協会 松江市上乃木10-4-2	23,798,903	第167条の2 第1項第2号	島根県スポーツ協会は、本県の体育・スポーツの普及発展を図り、県民の体力向上を目的とした公益法人の団体である。現在、49競技団体、19市町村体育協会、4学校体育団体が加盟し、関係機関・団体と綿密な連携を図りながら、「県民スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二大目標に向かって積極的に諸事業を推進している団体である。また日本スポーツ協会にも加盟し、全国とのネットワークも構築されている。さらに、日本スポーツ協会認定の各種指導者養成を行い、指導者の育成、資質向上にも努めている。組織の人員体制は、事務局職員が12名常駐し、スポーツに関する専門的知識を有しているだけでなく、関係団体や市町村と綿密な連携を取りながら事業を行うマネジメント力に優れている。平成23年度からは、県スポーツ・レクリエーション祭の事務局として、主催団体と連携し、充実した事業を実施してきた。以上の点から、競技団体等の関係団体、市町村体育協会との連携が不可欠なこの事業は、島根県スポーツ協会でなければ、円滑に遂行することができないため。	スポーツ振興課	
しまねっ子チャイルドアクティブプログラム事業委託	R4.4.1	島根県レクリエーション協会 松江市北堀町15	5,406,720	第167条の2 第1項第2号	当協会は、公益財団法人日本レクリエーション協会の下部組織として、本県のレクリエーション活動の企画・運営及び公認指導者養成等を行っており、レクリエーションに係る専門的知識並びに普及・振興に対する様々な方法・技能を有している県内唯一の団体である。以上のことから、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。	スポーツ振興課	
環境総合計画の進行管理支援業務	R4.4.1	エヌエス環境株式会社 岡山県岡山市南区豊成2-2-9	2,970,000	第167条の2 第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないため。	環境政策課	

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称 及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
宍道湖・中海に係る水質シミュレーションの研究	R4.4.1	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号	1,775,400	167条の2 第1項第2号	宍道湖・中海は淡水と海水が混合する特殊な「汽水湖」であり、この特殊性を考慮して水質シミュレーションモデルを構築・調整する必要がある。加えて、汽水湖が連なる形で存在している宍道湖・中海の地形条件は全国的にも希有であり、その特殊性を更に増す条件を生み出している。ついては、水質シミュレーションに関する高度な専門性に加えて、宍道湖・中海の特殊性を把握し、水理特性を熟知している必要がある。そして、汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループの委員で宍道湖・中海の水質に詳しく、また水質シミュレーションに関する高度な技術を持ち合わせているのが当該研究所の井上徹教グループ長であり、他の者では業務内容を達成することができないため。	環境政策課	
環境と人にやさしい企業づくり推進事業実施業務委託	R4.4.1	島根県中小企業団体中央会 島根県松江市母衣町55-4	10,000,000	第167条の2 第1項第2号	島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事務局は、県内全域の事業者に対する経営指導体制が整備されている島根県中小企業団体中央会が行っていることから、この事業を適切に実施できるには当会以外に考えられないため。	環境政策課	
環境情報システム保守業務委託	R4.4.1	富士通Japan株式会社島根支社 島根県松江市学園南二丁目10番14号	2,563,000	第167条の2 第1項第2号	富士通Japan(株)は現在稼働している環境情報システムの導入メーカーである。当該システムは特殊性を有し、点検・調整等に専門的な知識を必要とする。そのため、導入メーカーでなければ適正に操作等Q&A対応、保守作業を行うことができないため。	環境政策課	
屋外彫刻作品「語り合い」の修復業務	R4.4.20	藤岡 五郎 大阪府大阪市浪速区下寺3丁目8-10	5,176,600	第167条の2 第1項第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	島根県立美術館	